

市ホームページ広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、豊明市ホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 バナー広告とは、別記の形式の画像と画像に対するリンクタグのことを指し、リンク以外の機能（script、Java applet、Flash、GIF アニメ等）は、使用しないこととする。

(禁止表現)

第3条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン及びボタンのように見えるもの
- (2) アラートマーク等 OS がユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの
- (3) ラジオボタン又はラジオボタンのように見えるもの
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- (7) いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- (8) その他市長が不相当と判断するもの

(市ホームページとの区別)

第4条 ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現や、「教育相談」など市政を連想させる分野の表現を用いるなど、ユーザーが豊明市の事業であると錯誤するおそれのある文言等は使用しないこととする。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成18年12月1日から施行する。